

議案第 1 号

沖縄県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機並びに同条第6項に規定する添付書面等及び期間に関する告示について

沖縄県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機並びに同条第6項に規定する添付書面等及び期間に関する告示を別紙のとおり定める。

平成 17 年 8 月 17 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第9号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第4条第1項の規定により沖縄県教育委員会が定める技術的基準及び沖縄県教育委員会が指定する電子計算機並びに同条第6項の規定により沖縄県教育委員会が定める添付書面等及び期間を次のように定める。

平成17年 月 日

沖縄県教育委員会

委員長 玉 城 昭 子

1 沖縄県教育委員会が定める技術的基準

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機（平成17年沖縄県告示第74号）の1に掲げる基準とする。

2 沖縄県教育委員会が指定する電子計算機

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項に規定する技術的基準及び電子計算機（平成17年沖縄県告示第74号）の2に掲げる電子計算機とする。

3 沖縄県教育委員会が定める添付書面等

(1) 登記事項証明書、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号に規定する行政機関等をいう。）が発行する書面等

(2) (1)に掲げるもののほか、沖縄県教育委員会が必要と認める添付書面等

4 沖縄県教育委員会が定める期間

(1) 沖縄県教育委員会が諾否の応答をすべき申請等 申請等が県の機関に到達した日から当該申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うまでの期間

(2) (1)以外の申請等 申請等が県の機関に到達した日から3月を経過する日までの期間

概 要 説 明

総 務 課

1. 制定の経緯及び必要性

(1) 制定の経緯

国が「電子自治体」を推進する中、沖縄県でもこれまで紙によって行われていた様々な手続をインターネット上で行える「電子申請」システムを採り入れ始めている。

電子申請システムを稼働させるにあたり、以下の関係条例等が整備された。

- ア. 沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（沖縄県条例第 34 号）
 - イ. 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年沖縄県規則第 54 号）
 - ウ. 沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年沖縄県教育委員会規則第 9 号）
- ウの沖縄県教育委員会規則では、「知事の規則の規定の例による」としており、イの知事部局の規則と同様の取り扱いを行うこととしている。

現在は、沖縄県のホームページより知事部局及び労働委員会関係の計三種類の電子申請手続が出来るようになっている。

このような流れの中で今回、これまで紙で行われてきた公文書開示請求手続を電子申請システムでも可能とし、近日利用開始予定である。

(2) 制定の必要性

沖縄県教育委員会に係る電子申請手続が開始されるにあたり、上述ウの規則において、「例によること」とされているイの知事規則の関連条項について、関連事項を公示する必要がある。

2 案の概要

○今回の告示で沖縄県教育委員会が定める事項

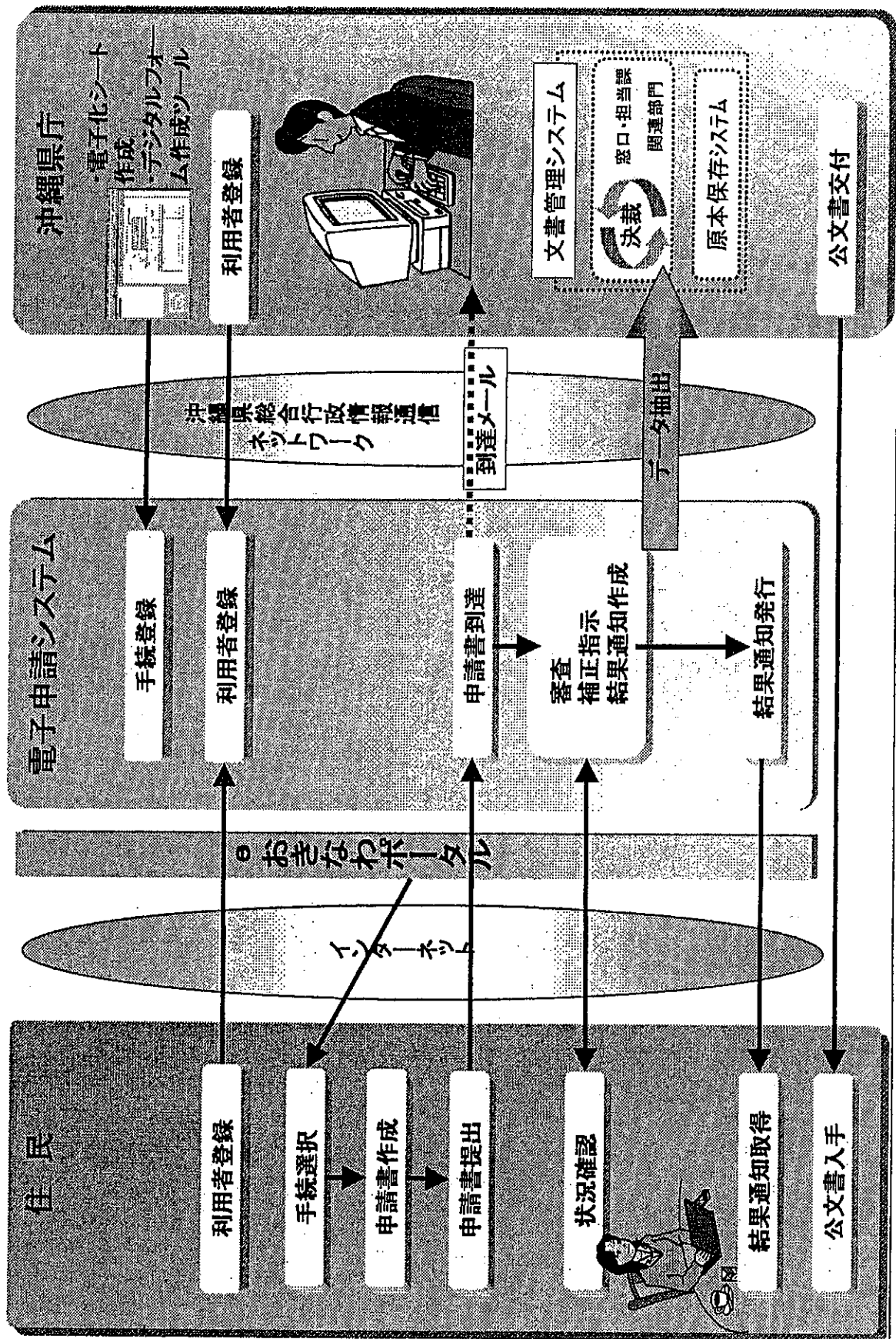
- ア. 技術的基準 イ. 電子計算機
- ウ. 添付書面等 エ. 期間

今回の告示では、沖縄県教育委員会が電子申請手続を受ける際の基本的事項について公示する。その中で県民が電子申請を行う際に必要とされるパソコンの水準及び機能等や、県教育委員会が申請者へ提出を要求できる添付書面及びその期間を定める。

3 添付資料

- (1) 電子申請システムのイメージ
- (2) 沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- (3) 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- (4) 沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- (5) 沖縄県告示第 74 号、135 号

電子申請システムのイメージ



ダウンロード

○沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成16年10月22日

条例第34号

改正 平成16年12月28日条例第44号

沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例及び条例に基づく規則等をいう。

(2) 規則等 執行機関、公営企業管理者又は警察本部長が制定し、又は定める規則その他の規程をいう。

(3) 県の機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。

(8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

一部改正〔平成16年条例44号〕

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受けるものに到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(県の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政手続条例の一部改正)

2 沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

附 則（平成16年12月28日条例第44号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

ダウンロード

○知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成16年10月22日

規則第54号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の規則に特別の定めのあるもののほか、知事等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年沖縄県条例第34号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 知事等 知事若しくは知事に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

(公示)

第3条 知事は、知事等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を公示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行うものは、申請等を行うものの使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから、識別符号及び次項の規定による届出に際して届け出た暗証符号並びに当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

2 前項の規定による申請等を行おうとするものは、あらかじめ、申請等を行おうとするものの氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出をしたものに識別符号を付与するものとする。

4 第1項の規定により申請等を行うものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する申請等については、この限りでない。

(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書

(2) 前号に規定するもののほか、知事が定める電子証明書

5 第1項の規定により申請等を行うものは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録(以下「添付書面等」という。)に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項を同項に規定する申請等を行うものの使用に係る電子計算機から入力して、同項の知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならない。

6 知事等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行うものが添付書面等のうち知事が定めるものに記載されている事項を入力する場合は、知事が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。

7 規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 知事等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるものがあらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 知事等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、知事等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 知事等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法によるものとする。

（電磁的記録による作成等）

第7条 知事等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成又は保存する方法によるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第8条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第4条第4項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに第4条第1項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

2 条例第4条第4項及び条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書が併せて添付されたものに限る。）とする。

（その他の手続等の取扱い）

第9条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている申請、通知その他の行為（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、法令又は他の条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、知事等に係る行政手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。
平成16年10月22日

沖縄県教育委員会
委員長 徳 山 盛 彦

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

沖縄県教育委員会若しくは沖縄県教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの(以下「沖縄県教育委員会等」という。)に対して行うこととされ、又は沖縄県教育委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年沖縄県規則第54号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県告示第74号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第4条第1項の規定により知事が定める技術的基準及び知事が指定する電子計算機を次のように定める。

平成17年2月18日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 知事が定める技術的基準

県の機関の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有し、かつ、県の機関に対して行うこととされている申請等に必要なプログラムを正常に稼働させることができる機能を有すること。

2 知事が指定する電子計算機

県の機関に対して申請等を行うために提供される情報システムのプログラムを記録する電子計算機のうち、申請等を行うものの申請データを記録するために用いられるもの

沖縄県告示第135号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第4条第6項の規定により知事が定める添付書面等及び知事が定める期間を次のように定める。

平成17年3月11日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 知事が定める添付書面等

- (1) 登記簿の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号に規定する行政機関等をいう。）が発行する書面等
- (2) (1)に掲げるもののほか、知事等が必要と認める添付書面等

2 知事が定める期間

- (1) 知事等が諾否の応答をすべき申請等 申請等が県の機関に到達した日から当該申請等に対する諾否の応答としての処分通知等を行うまでの期間
- (2) (1)以外の申請等 申請等が県の機関に到達した日から3月を経過する日までの期間